SHIKOKU ALLIANCE
四国アライアンス

第149期

定時株主総会 招集ご通知

日時
平成30年６月28日（木曜日）
午前10時（受付開始時刻：午前９時）

場所
高松市亀井町５番地の１
当行本店（５階ホール）
末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

書面（郵送）または
インターネット等による
議決権行使期限
平成30年6月27日（水曜日）午後5時まで

目次

▶第149期定時株主総会招集ご通知……1
議決権行使についてのご案内……3
▶株主総会参考書類
第１号議案　剰余金の処分の件……5
第２号議案　株式併合の件……6
第３号議案　定款一部変更の件……8
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件……9
第５号議案　監査等委員である取締役１名選任の件……15
【添付書類】
▶事業報告……18
▶計算書類等……45
▶監査報告書……50
株主総会会場ご案内略図

140年分の「ありがとう」を未来へ

いい出会い　ふくらむ未来
百十四銀行
証券コード：8386

（証券コード　8386）
平成30年６月６日

株　主　各　位

高松市亀井町５番地の１
株式会社　百十四銀行
取締役頭取　綾　田　裕次郎

第149期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第149期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」（３頁～４頁）に沿って、平成30年６月27日（水曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日時	平成30年６月28日（木曜日）　午前10時
２．場所	高松市亀井町５番地の１ 当行本店（５階ホール）
３．目的事項	● 報告事項 １．第149期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件 ２．第149期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

● 決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　株式併合の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件
第５号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

以上

● 次の事項につきましては、法令および当行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の**当行ホームページ**に掲載していますので、本招集ご通知には記載しておりません。

❶ 事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」
❷ 計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」
❸ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。

● 代理人により議決権を行使される場合は、代理人は株主さまご本人の議決権行使書用紙と委任状を会場受付にご提出ください。なお、代理人は当行の議決権を行使しうる他の株主さま１名とさせていただきます。

● 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類について、修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の**当行ホームページ**に掲載させていただきます。

当行ホームページ　http://www.114bank.co.jp/

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法があります。

当日ご出席による議決権行使

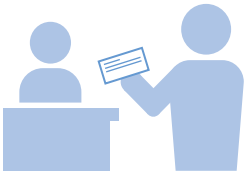

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催日時	平成30年６月28日（木）午前10時

書面(郵送)による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限	平成30年６月27日（水）午後５時到着分まで

インターネット等による議決権行使

当行指定の議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限	平成30年６月27日（水）午後５時まで

詳細につきましては次頁をご覧ください。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社ＩＣＪが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当行株主総会における議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネット等による議決権行使について

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1 議決権行使方法について

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当行指定の議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。（ただし、毎日午前２時から５時まで取扱いを休止します。）

株主さま以外の第三者による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問合せください。

QRコードの読み取り機能を搭載したスマートフォンまたは携帯電話を利用して、右記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトにアクセスすることも可能です。

QRコード

2 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

(1) 書面（議決権行使書）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話等で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

3 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

(1) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主さまのご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（通話料無料）　受付時間 9:00～21:00

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、内部留保の充実等財務体質の強化を図りながら、安定した配当を継続的に行うとの基本方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1　期末配当に関する事項

(1)　配当財産の種類
金銭といたします。

(2)　株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式１株につき４円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は 1,182,443,656円となります。
これにより、中間配当を含めました当事業年度の年間配当は、１株につき８円となります。

(3)　剰余金の配当が効力を生じる日
平成30年６月29日といたしたいと存じます。

2　剰余金の処分に関する事項

(1)　増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金　　6,500,000,000円

(2)　減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金　　6,500,000,000円

第２号議案　株式併合の件

1 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月１日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することをめざしております。

当行は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当行株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、併せて、当行株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（５万円以上50万円未満）とするとともに、株主さまの議決権数に変更が生じることがないよう、株式併合を実施するものであります。

2 株式併合の内容

1	併合する株式の種類および割合	当行普通株式について、10株を１株の割合で併合いたしたいと存じます。 なお、株式併合の結果、１株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。
2	株式併合の効力発生日	平成30年10月１日
3	株式併合の効力発生日における発行可能株式総数	9,930万株
4	その他	端数株式の処分方法など、その他手続き上の必要事項につきましては、当行取締役会にご一任願いたいと存じます。

（注）株式併合により、発行済株式総数が10分の１に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、１株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主の皆さまがお持ちの当行株式の資産価値に変動はありません。

（ご参考）

本議案を原案どおりにご承認いただいた場合には、会社法第182条第２項および第195条第１項の定めに従い、定款一部変更の株主総会決議を経ずに、平成30年10月１日付で定款変更の効力が発生します。なお、変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　　更　　案
（発行可能株式総数） 第６条　当銀行の発行可能株式総数は、<u>９億9,300万株</u>とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当銀行の発行可能株式総数は、<u>9,930万株</u>とする。
（単元株式数） 第８条　当銀行の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。	（単元株式数） 第８条　当銀行の単元株式数は、<u>100株</u>とする。

第３号議案　定款一部変更の件

1 変更の理由

周知性の向上および手続の合理化を図るため、当行の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
（公告方法） 第５条　当銀行の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。	（公告方法） 第５条　当銀行の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第４号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）９名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）9名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会において検討がなされましたが、会社法の規定に基づき株主総会で陳述すべき特段の事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名		現在の当行における地位等
1	渡邊智樹（わたなべ ともき）	再任	取締役会長 (代表取締役)
2	綾田裕次郎（あやだ ゆうじろう）	再任	取締役頭取 (代表取締役)
3	香川亮平（かがわ りょうへい）	再任	取締役専務執行役員 (代表取締役)
4	木内照朗（きうち てるお）	再任	取締役専務執行役員
5	西川隆治（にしかわ りゅうじ）	再任	取締役常務執行役員
6	森　孝司（もり たかし）	再任	取締役常務執行役員
7	大山揮一郎（おおやま きいちろう）	再任	取締役常務執行役員
8	豊嶋正和（とよしま まさかず）	再任	取締役常務執行役員
9	藤村晶彦（ふじむら あきひこ）	新任	常務執行役員

候補者番号 1　渡邊智樹（わたなべ ともき）　再任

生年月日
昭和27年３月９日生

所有する当行の株式数
81,750株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和49年４月	当行入行
平成15年１月	同 大阪支店長
平成16年６月	同 取締役 東京支店長委嘱
平成18年３月	同 取締役東京支店長 兼東京公務部長委嘱
平成18年６月	同 常務取締役 経営企画部長委嘱
平成19年６月	同 常務取締役
平成20年６月	同 取締役専務執行役員
平成21年６月	同 取締役頭取
平成29年４月	同 取締役会長 現在に至る

重要な兼職の状況

高松商工会議所　会頭
四国電力株式会社　取締役（監査等委員）

取締役候補者とした理由

大阪支店長、東京支店長、経営企画部長を歴任したほか、平成16年６月より取締役、平成21年６月より取締役頭取、平成29年４月より取締役会長をつとめ、業務全般に精通し、その職責を適切に果たしております。今後も豊かな経験と幅広い知見を活かすことにより、当行の経営に貢献できるものと判断し、取締役候補者としました。

候補者番号 2　綾田裕次郎（あやだ ゆうじろう）　再任

生年月日
昭和34年５月10日生

所有する当行の株式数
491,662株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和57年４月	当行入行
平成18年３月	同 栗林支店長
平成20年４月	同 名古屋支店長
平成22年４月	同 営業統括部長
平成24年４月	同 執行役員東京支店長 兼東京公務担当部長
平成24年10月	同 執行役員東京支店長 兼東京公務担当部長 兼東京事務所長
平成27年６月	同 取締役常務執行役員
平成28年４月	同 取締役専務執行役員
平成29年４月	同 取締役頭取 現在に至る

担当

監査部

重要な兼職の状況

一般社団法人香川県銀行協会　会長

取締役候補者とした理由

栗林支店長、名古屋支店長、営業統括部長、東京支店長等を歴任したほか、平成27年６月より取締役常務執行役員、平成28年４月より取締役専務執行役員、平成29年４月より取締役頭取をつとめ、業務全般に精通し、その職責を適切に果たしております。今後も豊かな経験と幅広い知見を活かすことにより、当行の経営に貢献できるものと判断し、取締役候補者としました。

候補者番号 3　香川亮平（かがわ りょうへい）　再任

生年月日
昭和33年11月21日生

所有する当行の株式数
22,776株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和57年４月　当行入行
平成16年２月　同　神戸支店副支店長
平成18年３月　同　経営企画部部長代理
平成22年１月　同　経営企画部副部長
平成22年４月　同　経営企画部長
平成24年４月　同　執行役員神戸支店長
平成26年４月　同　常務執行役員
平成26年６月　同　取締役常務執行役員
平成28年４月　同　取締役専務執行役員
現在に至る

担当

コーポレートスタッフ部門
経営企画部

取締役候補者とした理由

経営企画部長、神戸支店長等を歴任したほか、平成24年4月より執行役員、平成26年６月より取締役常務執行役員、平成28年４月より取締役専務執行役員をつとめ、現在は経営企画部門を統括し、その職責を適切に果たしております。今後も豊かな経験と幅広い知見を活かすことにより、当行の経営に貢献できるものと判断し、取締役候補者としました。

候補者番号 4　木内照朗（きうち てるお）　再任

生年月日
昭和30年９月17日生

所有する当行の株式数
19,397株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年４月　当行入行
平成15年６月　同　太田支店長
平成17年６月　同　東京支店副支店長
平成20年１月　同　観音寺支店長
平成22年４月　同　執行役員東京支店長
平成24年４月　同　執行役員経営企画部長
平成25年４月　同　常務執行役員
平成25年６月　同　取締役常務執行役員
平成29年４月　同　取締役専務執行役員
現在に至る

担当

市場・営業関連部門
営業戦略部、地域創生部、ソリューション推進部、業務支援部

取締役候補者とした理由

観音寺支店長、東京支店長、経営企画部長等を歴任したほか、平成22年４月より執行役員、平成25年６月より取締役常務執行役員、平成29年４月より取締役専務執行役員をつとめ、現在は営業関連部門を統括し、その職責を適切に果たしております。今後も豊かな経験と幅広い知見を活かすことにより、当行の経営に貢献できるものと判断し、取締役候補者としました。

候補者番号 5　西川隆治（にしかわ りゅうじ）　再任

生年月日
昭和30年10月29日生

所有する当行の株式数
29,710株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和53年４月	当行入行
平成14年11月	同　経営企画部部長代理
平成20年１月	同　秘書室長
平成22年４月	同　執行役員丸亀支店長
平成24年４月	同　常務執行役員
平成24年６月	同　取締役常務執行役員 現在に至る

担当

人事部、秘書室

取締役候補者とした理由

秘書室長、丸亀支店長等を歴任したほか、平成22年４月より執行役員、平成24年６月より取締役常務執行役員をつとめ、現在は人事部門等を統括し、その職責を適切に果たしております。今後も豊かな経験と幅広い知見を活かすことにより、当行の経営に貢献できるものと判断し、取締役候補者としました。

候補者番号 6　森孝司（もり たかし）　再任

生年月日
昭和33年４月27日生

所有する当行の株式数
17,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年４月	当行入行
平成15年１月	同　本店営業部副部長
平成18年３月	同　東京支店副支店長
平成19年６月	同　広島支店長
平成23年４月	同　執行役員 本店営業部長
平成26年４月	同　常務執行役員 東京支店長 兼東京公務担当部長 兼東京事務所長
平成28年４月	同　常務執行役員
平成28年６月	同　取締役常務執行役員 現在に至る

担当

市場国際部

取締役候補者とした理由

広島支店長、本店営業部長、東京支店長等を歴任したほか、平成23年４月より執行役員、平成28年６月より取締役常務執行役員をつとめ、現在は市場部門を統括し、その職責を適切に果たしております。今後も豊かな経験と幅広い知見を活かすことにより、当行の経営に貢献できるものと判断し、取締役候補者としました。

候補者番号 7　大山 揮一郎（おおやま きいちろう）　再任

生年月日
昭和34年６月25日生

所有する当行の株式数
9,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年４月　当行入行
平成19年７月　同 東京支店副支店長
平成20年７月　同 本店営業部副部長
平成23年４月　同 広島支店長
平成25年４月　同 営業統括部副部長
平成26年４月　同 執行役員岡山支店長
平成29年４月　同 常務執行役員
平成29年６月　同 取締役常務執行役員
現在に至る

担当

リスク統括部、総務部

取締役候補者とした理由

広島支店長、岡山支店長等を歴任したほか、平成26年４月より執行役員、平成29年６月より取締役常務執行役員をつとめ、現在はリスク管理部門等を統括し、その職責を適切に果たしております。今後も豊かな経験と幅広い知見を活かすことにより、当行の経営に貢献できるものと判断し、取締役候補者としました。

候補者番号 8　豊嶋 正和（とよしま まさかず）　再任

生年月日
昭和38年３月５日生

所有する当行の株式数
10,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和60年４月　当行入行
平成23年10月　同 営業統括部副部長
平成24年４月　同 融資部副部長
平成25年４月　同 経営企画部長
平成27年４月　同 執行役員経営企画部長
平成29年４月　同 常務執行役員
平成29年６月　同 取締役常務執行役員
現在に至る

担当

事務統括部、事務集中部

取締役候補者とした理由

営業統括部副部長、融資部副部長、経営企画部長等の本部各部の要職を歴任したほか、平成27年4月より執行役員、平成29年６月より取締役常務執行役員をつとめ、現在は事務システム部門等を統括し、その職責を適切に果たしております。今後も豊かな経験と幅広い知見を活かすことにより、当行の経営に貢献できるものと判断し、取締役候補者としました。

候補者番号 9

藤村晶彦（ふじむらあきひこ）

新任

生年月日
昭和35年11月５日生

所有する当行の株式数
11,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年４月	当行入行
平成19年７月	同 審査部部長補佐
平成22年10月	同 仏生山支店長
平成24年４月	同 新宿支店長
平成27年４月	同 執行役員大阪支店長
平成29年４月	同 常務執行役員 現在に至る

担当

融資部

取締役候補者とした理由

仏生山支店長、新宿支店長、大阪支店長を歴任したほか、平成27年４月より執行役員、平成29年４月より常務執行役員をつとめ、現在は融資部門を統括し、その職責を適切に果たしております。今後も豊かな経験と幅広い知見を活かすことにより、当行の経営に貢献できるものと判断し、取締役候補者としました。

第５号議案　監査等委員である取締役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役平尾幸夫氏が辞任いたしますので、その補欠として監査等委員である取締役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案において選任された監査等委員である取締役の任期は、当行定款の規定により退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

本議案につきましては、予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

田村忠彦（たむら ただひこ）　新任

生年月日
昭和31年９月27日生

所有する当行の株式数
10,000株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年４月	当行入行
平成15年６月	同　綾南支店長
平成17年６月	同　城西支店長
平成20年７月	同　善通寺支店長
平成23年４月	同　事務統括部長
平成24年４月	同　執行役員事務統括部長
平成27年10月	同　執行役員監査部長
平成29年４月	同　常務執行役員監査部長
平成30年４月	同　常務執行役員 現在に至る

取締役候補者とした理由

システム、内部監査、営業等に携わるなど豊富な業務経験を有し、銀行業務全般に精通しております。また平成24年4月から執行役員をつとめ、監査部長としての経験や高い見識を活かし、取締役会の意思決定機能や経営監督機能の実効性強化を担うことができるものと判断し、監査等委員である取締役候補者としました。

（ご参考）

選任後の監査等委員会の構成（予定）

氏　　名		当行における地位および重要な兼職の状況
里見昌信（さとみ まさのぶ）		監査等委員である取締役（常勤）
田村忠彦（たむら ただひこ）	新任	監査等委員である取締役（常勤）
桑城秀樹（くわしろ ひでき）	社外 独立役員	監査等委員である取締役 桑城法律事務所　弁護士
井原理代（いはら みちよ）	社外 独立役員	監査等委員である取締役 香川大学名誉教授、高松大学経営学部教授、 四国電力株式会社　取締役（監査等委員）
小林一生（こばやし かずお）	社外 独立役員	監査等委員である取締役 日本生命保険相互会社 代表取締役副社長執行役員
伊藤純一（いとう じゅんいち）	社外 独立役員	監査等委員である取締役 株式会社ニコン　顧問

社外　社外取締役　　独立役員　証券取引所届出独立役員

※監査等委員である取締役の任期は２年であり、里見昌信氏、桑城秀樹氏、井原理代氏、小林一生氏および伊藤純一氏は平成29年６月開催の第148期定時株主総会においてそれぞれ選任され就任しております。

※社外取締役の当行における地位および重要な兼職の状況は、年度末現在で記載しております。

（ご参考）

当行における社外取締役の独立性に関する基準

本基準における独立性を有する社外取締役とは、法令上求められる社外取締役としての要件を満たす者、かつ現在又は最近（注1）において、次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

1．主要な取引先（注2）

1）当行を主要な取引先とする者、もしくはその者が法人その他の団体（以下、「法人等」という。）である場合はその業務執行者（会社法施行規則第２条第３項第６号に規定する業務執行者）。

2）当行の主要な取引先、もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者。

2．専門家

1）当行から役員報酬以外に、過去３年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家。

2）当行から、過去３年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の専門サービスを提供する法人等に所属する者。

3．寄付

当行から、過去３年平均で年間10百万円以上の金銭その他の財産を寄付として受けている者、もしくはその者が法人等である場合はその業務執行者。

4．主要株主

当行の主要株主（議決権比率が５％を超える株主）、もしくはその者が法人等である場合は、その業務執行者（過去３年以内に主要株主又はその業務執行者であった者を含む）。

5．近親者

次に掲げるいずれかの者（重要（注3）な者）の近親者（配偶者又は二親等以内の親族）。

1）上記１．から４．に該当する者。

2）当行又はそのグループ会社（銀行法の分類に基づく子会社及び子法人等）の取締役、監査役、執行役員、使用人。

注１：「最近」の定義
・実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において主要な取引先であった者は、独立性を有さない。

注２：「主要な取引先」の定義
・当行を主要な取引先とする者とは、当該者の年間連結総売上高に占める当行への売上高の割合が２％以上となる場合をいう。
・当行の主要な取引先とは、当行の年間連結粗利益に占める当該者との取引による粗利益の割合が２％以上となる取引を行っている場合をいう。

注３：「重要」な者の例
・各会社の役員、部長クラスの者。
・会計専門家、法律専門家については、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者。

以　上

第149期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告

１．当行の現況に関する事項

1 企業集団の事業の経過及び成果等

（企業集団の主要な事業内容）

当行グループは、当行及び子会社等の計11社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務をはじめとする金融サービスに係わる事業を行っております。

＜銀行業務＞

当行の本店ほか支店、出張所におきまして、当行グループの主力業務であります預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務などを行っております。また、百十四財田代理店株式会社におきましても、預金業務、内国為替業務を行っております。

＜リース業務＞

金融関連業務として、百十四リース株式会社がリース業務を行っております。

＜その他業務＞

金融関連業務として、百十四総合保証株式会社が信用保証業務を、株式会社百十四ディーシーカード及び株式会社百十四ジェーシービーカードがクレジットカード業務などを行っております。また、百十四ビジネスサービス株式会社などが当行からの事務受託などの従属業務を行っております。

（金融経済環境）

当期のわが国経済は、海外経済の拡大を背景に輸出が増加し、企業の生産活動が活発化するなかで、企業収益は増加基調となり、設備投資も増加しました。また、雇用・所得環境が改善するなかで、個人消費も持ち直しの動きが継続したことから、景気は拡大しました。

地元香川県におきましても、生産活動の回復には弱さがみられたものの、設備投資が増加したほか、好調な雇用環境を背景に個人消費にも持ち直しの動きがみられるなど、景気は緩やかに拡大しました。

金融面では、東アジアにおける地政学的リスクが意識され、リスク回避の動きがみられる場面もありましたが、米国景気の着実な回復や中国などアジア地域の景気持ち直しの動きなど、海外経済の緩やかな回復を受けた世界的な株価上昇などもあり、日経平均株価は24,000円台まで上昇しました。しかし、年初から年度末にかけては、米国の金融引き締めや保護主義政策による貿易摩擦を懸念した米国株式相場の調整を受けて、一時20,000円台まで下落しました。

長期金利の指標となる新発10年物国債利回りは、日本銀行の量的・質的緩和政策により概ね0.0%台で推移しました。また、円の対米ドル相場は、年度内は104円台から114円台のレンジで推移しました。

(企業集団を巡る事業の経過及び成果)

このような金融経済環境のもと、当行は平成29年４月よりスタートさせた中期経営計画「チャレンジ・バリュー・プラス」(計画期間：平成29年度～平成31年度）に掲げた「どんなときもお客さまと地域を徹底的にサポート」を行動指針とし、各施策を実施することで企業価値の向上につとめてまいりました。

当期に実施しました主要な施策は以下のとおりであります。

＜主要な施策＞

【個人のお客さまへの取り組み】

個人のお客さまのライフサイクルに応じた商品・サービスを継続的にご提供しております。

・お客さまの利便性向上のため、当行店舗やATMの検索機能に加え、「口座開設」や「個人ローン」の申込み機能を追加したスマートフォンアプリ「百十四銀行アプリ」をリニューアルしました。

【法人のお客さまへの取り組み】

地域経済の活性化を担われている法人のお客さまの企業価値向上を支援するため、各種業務提携及び商談会・セミナーを行っております。

・東南アジア進出を検討されている企業を支援するため、当地域でレンタルオフィスを運営し、企業の進出サポート実績を有する「CROSSCOOP SINGAPORE PTE LTD」と業務提携しました。

・香川県が策定した「かがわオリーブ産業強化戦略」を推進するため、農林漁業者や異業種企業を対象として、オリーブの生産から加工・販売までの一連の流れを学び、より実践的なオリーブ関連ビジネスの知識を習得する「オリ

ーブ事業参入研修会」を開催しました。
・アジアでの販路拡大に関心のある香川県内食品関連事業者を対象として、個別相談や日本最大規模の国際商談会「沖縄大交易会」を紹介する「沖縄経由海外販路開拓セミナー」を開催しました。
・インドネシアへの進出をご検討されている企業や既に進出済みの企業を対象として、現地での最新の投資関連情報をご提供するなどインドネシアでのビジネスサポートを目的とした「インドネシア　ビジネスフォーラム」をインドネシア共和国投資調整庁等と共同で開催しました。

【地域経済の更なる発展に貢献する取り組み】
地域金融機関として、香川県の力強く着実な成長の実現を支えるべく、地方創生に積極的に関与しております。
・当行を含む四国4行（百十四銀行、阿波銀行、伊予銀行、四国銀行）は、四国創生に向けた包括提携である「四国アライアンス」のもと、それぞれの経営の独立性及び健全な競争関係を維持しつつ、ビジネスマッチングやファンド組成、各種商談会の開催等の施策を実施しました。
・新たな地域の魅力を発見し、情報発信することを目的として当行と香川県の女性職員で結成した「瀬戸内モニターガールズ」によるモニタリング研修を三豊市、丸亀市、男木島・女木島において実施しました。
・婚活支援を通じた地域の人口減少・少子化・事業承継の問題解決に関与するため、婚活デスクによる「地域活性化型婚活イベント」を開催しました。
・外国人観光客等のお客さまの利便性向上を図るため、高松空港内に外貨自動両替機を設置しました。

【ガバナンス強化への取り組み】
当行の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、ガバナンス体制の強化につとめております。
・監査・監督機能の強化及び意思決定の迅速化を目的とし、監査等委員会設置会社に移行しました。
・監査等委員ではない取締役を対象に、当行の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当行業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度「役員報酬BIP信託」を導入しました。

・取締役の指名、監査等委員ではない取締役の報酬、取締役会の評価、その他経営上の重要な事項について協議し、必要に応じて取締役会に助言を行う「ガバナンス協議会」を、監査等委員会設置会社への移行を機に、任意の委員会に位置付けを変更しました。

【働き方改革への取り組み】

働き方改革を通じて、優秀な人材の獲得、及びやりがいを持って長く働ける環境の整備につとめております。

・仕事と家庭の両立支援に関してより高度な水準の取り組みを行った企業が認定を受ける「プラチナくるみん認定」を香川県の金融機関で初めて取得しました。

◆これまでの実施施策

「イクボス宣言」（部下のワークライフバランスに配慮する上司の意識改革）

「育休復帰＆イクメン応援セミナー」（復職時に利用できる各種制度の紹介）

「114キャリアマップ」（女性職員を対象としたキャリア形成の道筋や各種制度を紹介）等

＜店舗等の状況＞

当期末の店舗数は、124か店（本支店103か店、出張所21か店）と前期末から変更はありませんでした。

また、店舗外ATMにつきましては、期中2か所新設、6か所廃止し、当期末の設置数は165か所（211台）となり、利用可能なコンビニATMは、当期末現在、全国25,793か所（うち香川県243か所）となりました。

以上のような施策に取り組んだ結果、当期の主要な勘定及び業績は以下のとおりとなりました。

(主要な勘定及び業績)

＜預金・預り資産＞

当期末の預金残高は、個人及び公共預金が増加しましたが、法人預金の減少により、前期末比555億円減少して３兆9,575億円となり、譲渡性預金を含めた総預金では、前期末比1,065億円減少して４兆538億円となりました。

また、当期末の預り資産残高は、個人年金保険が増加しましたが、公共債、金融商品仲介、及び投資信託の減少により、前期末比97億円減少して3,476億円となりました。

＜貸出金＞

当期末の貸出金残高は、公共向け貸出金が減少しましたが、個人向け及び法人向け貸出金の増加により、前期末比569億円増加して２兆8,335億円となりました。

＜有価証券＞

当期末の有価証券残高は、前期末比4,138億円減少して１兆309億円となりました。なお、当期末の「その他有価証券」の差引評価益は、前期末比7億円増加して712億円となりました。

＜損益＞

・連結経常収益

当期の連結経常収益は、国債等債券売却益の減少によるその他業務収益の減少などにより、前期比96億95百万円減少して808億13百万円となりました。

・連結経常費用

当期の連結経常費用は、国債等債券売却損の減少によるその他業務費用の減少などにより、前期比56億３百万円減少して655億33百万円となりました。

・連結経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益

以上の結果、連結経常利益は、前期比40億93百万円減少して152億79百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比５億82百万円増加して102億27百万円となりました。

＜事業セグメント別の損益＞

・銀行業務

銀行業務におきましては、経常収益は国債等債券売却益の減少などにより、前期比97億38百万円減少して724億17百万円となりました。また、経常費用は、国債等債券売却損の減少などにより、前期比57億43百万円減少して593億98百万円となりました。この結果、経常利益は前期比39億95百万円減少して130億18百万円となりました。

・リース業務

リース業務におきましては、経常収益は前期比99百万円増加して70億64百万円となりました。また、経常費用は前期比１億85百万円増加して68億17百万円となりました。この結果、経常利益は前期比86百万円減少して２億47百万円となりました。

・その他業務

その他業務におきましては、経常収益は前期比１億72百万円増加して60億85百万円となりました。また、経常費用は前期比２億45百増加して40億33百万円となりました。この結果、経常利益は前期比73百万円減少して20億51百万円となりました。

＜自己資本比率＞

当期末の自己資本比率（国内基準）は、連結ベースでは前期末比0.11ポイント低下して9.42％、単体ベースでは前期末比0.15ポイント低下して9.04％となりました。

＜当行単体の損益＞

当行単体の経常収益は、国債等債券売却益の減少などにより、前期比97億38百万円減少して724億16百万円となりました。また、経常費用は、国債等債券売却損の減少などにより、前期比57億44百万円減少して593億99百万円となりました。

この結果、経常利益は前期比39億95百万円減少して130億16百万円となり、当期純利益は前期比93百万円減少して89億65百万円となりました。また、実質業務純益は前期比54億96百万円減少して102億57百万円となりました。

＜経営指標の実績＞

中期経営計画に掲げた経営指標の最終年度目標（平成32年3月期）及び計画初年度実績（平成30年３月期）は下表のとおりです。

		中期経営計画 最終年度目標	平成30年3月期実績
収益性	①連結当期純利益	95億円以上	102億円
効率性	②連結ＲＯＥ （当期純利益ベース）	3.0%以上	3.58%
健全性	③連結自己資本比率	9.5%以上	9.42%

(対処すべき課題)

経済情勢は比較的堅調に推移しているものの、人口減少や少子高齢化といった地域の課題に加え、マイナス金利に象徴される超低金利環境の長期化など、地域金融機関を取り巻く経営環境は一層厳しさを増しております。

当行は、このような環境下、お客さまや地域社会と多様な接点をもち、共に成長していく関係を構築するよう取り組んでまいりました。引き続き、お客さまの真のニーズをしっかりと捉え、最適なサービスを提供することで、地域の皆さまのお役に立てますよう、積極的かつ柔軟に対応いたします。

また、２年目を迎えた中期経営計画「チャレンジ・バリュー・プラス（計画期間：平成29年度～平成31年度）」に掲げた「どんなときもお客さまと地域を徹底的にサポート」を行動指針に、収益力強化に向け、「金融仲介機能の発揮」と「お客さま本位の業務運営」に重点的に取り組んでまいります。

あわせて、皆さまから揺るぎない信頼をいただけますよう、環境保全や社会貢献等のCSR活動、コンプライアンスや顧客保護にかかる内部管理体制の一層の充実に当行グループの総力を挙げて取り組んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申しあげます。

2 企業集団及び当行の財産及び損益の状況

イ 企業集団の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
経常収益	776	813	905	808
経常利益	186	196	193	152
親会社株主に帰属する当期純利益	89	116	96	102
包括利益	432	△93	153	151
純資産額	2,954	2,820	2,931	3,036
総資産	46,151	47,196	49,265	47,770

ロ 当行の財産及び損益の状況

（単位：億円）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
預金	38,082	39,419	40,208	39,634
定期性預金	16,747	16,432	14,199	12,978
その他	21,335	22,987	26,008	26,656
貸出金	27,021	27,525	27,807	28,378
個人向け	4,933	5,156	5,476	5,809
中小企業向け	12,876	13,321	13,603	14,229
その他	9,211	9,047	8,727	8,339
商品有価証券	0	0	0	0
有価証券	14,554	14,161	14,466	10,327
国債	5,934	5,019	4,060	2,445
地方債	1,636	1,555	1,577	643
その他	6,982	7,585	8,828	7,238
社債	100	100	—	—
総資産	45,943	47,016	49,049	47,491
内国為替取扱高	353,883	346,118	315,697	306,632
外国為替取扱高	12,633百万ドル	13,697百万ドル	15,922百万ドル	13,033百万ドル
経常利益	16,599 百万円	17,514 百万円	17,011 百万円	13,016 百万円
当期純利益	8,606 百万円	11,268 百万円	9,058 百万円	8,965 百万円
１株当たり当期純利益	28円 67銭	37円 83銭	30円 62銭	30円 36銭
信託財産	227 百万円	224 百万円	222 百万円	219 百万円
信託報酬	1,651 千円	1,643 千円	1,631 千円	1,619 千円

（注）1.記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2.社債は劣後特約付社債であります。

3 企業集団の使用人の状況

	当年度末			前年度末		
	銀行業務	リース業務	その他業務	銀行業務	リース業務	その他業務
使用人数	2,181人	48人	251人	2,221人	46人	262人

（注）使用人数は就業人員であります。

4 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業務

(イ)当行の主要な営業所及び営業所数

香川県：本店、高松支店、丸亀支店など計86か店（前年度末86か店）
香川県以外の四国地区：松山支店、高知支店、徳島支店など計10か店（前年度末10か店）
関東、東海地区：東京支店、新宿支店、名古屋支店、計３か店（前年度末３か店）
近畿地区：大阪支店、神戸支店、姫路支店など計９か店（前年度末９か店）
中国、九州地区：岡山支店、広島支店、福岡支店など計16か店（前年度末16か店）

(ロ)当行を所属銀行とする銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	百十四財田代理店株式会社
主たる営業所又は事務所等の所在地	香川県三豊市
銀行代理業以外の主要業務	―

ロ リース業務

百十四リース株式会社：高松本社

ハ その他業務

百十四総合保証株式会社：高松本社
株式会社百十四ディーシーカード：高松本社
株式会社百十四ジェーシービーカード：高松本社
百十四ビジネスサービス株式会社：高松本社

5 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金　額
銀行業務	2,663
リース業務	440
その他業務	167
合　　計	3,270

ロ 重要な設備の新設等

重要な設備の新設はありません。

6 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
日本橋不動産株式会社	香川県高松市亀井町5番地1	不動産の賃貸・管理、福利厚生	昭和34年2月6日	65百万円	100.00%	—
百十四ビジネスサービス株式会社	香川県高松市亀井町7番地15	現金等の精算・整理ATMの保守・管理	昭和55年7月1日	10百万円	100.00%	—
株式会社百十四人材センター	香川県高松市塩屋町8番地1	労働者派遣事業・委託による受託業務	平成元年8月1日	30百万円	100.00%	—
百十四財田代理店株式会社	香川県三豊市財田町財田上2223番地2	銀行業務の代理店業	平成元年10月2日	10百万円	100.00%	—
Hyakujushi Preferred Capital Cayman Limited	PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands	投融資業務	平成20年1月24日	10,300百万円	100.00%	—
株式会社百十四システムサービス	香川県高松市亀井町7番地の15	電子計算機による情報処理受託業務	昭和61年2月25日	90百万円	60.00%	—
株式会社百十四ジェーシービーカード	香川県高松市田町11番地5	クレジットカード業務、金銭貸付、信用保証業務	昭和63年2月1日	50百万円	60.00%	—
株式会社百十四ディーシーカード	香川県高松市田町11番地5	クレジットカード業務、金銭貸付、信用保証業務	昭和57年12月21日	30百万円	50.00%	—
百十四総合保証株式会社	香川県高松市塩屋町8番地1	信用保証業務	昭和54年4月2日	30百万円	42.86%	—
百十四リース株式会社	香川県高松市亀井町5番地1	総合リース業、ベンチャーキャピタル業務	昭和49年4月23日	500百万円	38.24%	—

（注）1.連結される子会社及び子法人等は、上記の重要な子会社等10社であります。
2.当行は平成30年4月27日開催の取締役会において、Hyakujushi Preferred Capital Cayman Limitedが発行している優先出資証券について、全額を償還することを承認する決議を行い、同社を解散する方針を決定いたしました。なお、同社については、平成30年12月末までに清算完了予定であります。

〔重要な業務提携の概況〕

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しなどのサービス（略称ＡＣＳ）を行っております。

2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しなどのサービス（略称ＭＩＣＳ）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称ＣＮＳ）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細など各種データの授受のサービスなどを行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・預入れなどのサービスを行っております。
5. 株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストアなどの店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れなどのサービスを行っております。
6. 株式会社ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、コンビニエンスストアなどの店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れなどのサービスを行っております。
7. 株式会社セブン銀行との提携により、コンビニエンスストアなどの店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し・預入れなどのサービスを行っております。
8. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しなどのサービスを行っております。
9. 株式会社阿波銀行、株式会社伊予銀行及び株式会社四国銀行との提携により、４行間の他行現金自動設備利用手数料を無料とするサービスを行っております。
10. 株式会社阿波銀行、株式会社伊予銀行及び株式会社四国銀行との間で、四国創生に向けた地方銀行４行による包括提携（四国アライアンス）を締結しております。

7 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

8 その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社役員（取締役）に関する事項

1 会社役員の状況

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
渡　邊　智　樹	取締役会長(代表取締役)	高松商工会議所　会頭 四国電力株式会社　取締役(監査等委員)	—
綾　田　裕次郎	取締役頭取(代表取締役) 監査部　担当	一般社団法人香川県銀行協会　会長	—
香　川　亮　平	取締役専務執行役員(代表取締役) コーポレートスタッフ部門、人事部、秘書室　担当		—
木　内　照　朗	取締役専務執行役員 市場・営業関連部門、営業統括部、地域創生部、個人営業部、金融業務部　担当		—
西　川　隆　治	取締役常務執行役員 事務統括部、事務集中部　担当		—
小　槌　和　志	取締役常務執行役員 融資部　担当		—
森　　孝　司	取締役常務執行役員 市場国際部　担当		—
大　山　揮一郎	取締役常務執行役員 リスク統括部、総務部、コンプライアンス法務室　担当		—
豊　嶋　正　和	取締役常務執行役員 経営企画部　担当		—
平　尾　幸　夫	取締役(常勤監査等委員)		—
里　見　昌　信	取締役(常勤監査等委員)		—
桑　城　秀　樹	取締役(社外取締役)(監査等委員)	桑城法律事務所　弁護士	—
井　原　理　代	取締役(社外取締役)(監査等委員)	香川大学　名誉教授 高松大学　経営学部教授 四国電力株式会社　取締役(監査等委員)	—
小　林　一　生	取締役(社外取締役)(監査等委員)	日本生命保険相互会社　代表取締役副社長執行役員	—
伊　藤　純　一	取締役(社外取締役)(監査等委員)	株式会社ニコン　顧問	—

（注）1.当行は、常勤監査等委員を2名選定しております。その理由は、行内事情に精通した者による、執行部門からの日常的な報告聴取及び拠点の往査、並びに内部監査部門との緊密な連携を通じて、監査等委員会の監査・監督の実効性を高めるためであります。

2.当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

取締役　金　森　越　哉　平成29年4月28日　辞任により退任

取締役　入　江　　澄　平成29年6月29日　任期満了により退任

3.当行は、取締役 桑城秀樹氏、井原理代氏、小林一生氏及び伊藤純一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

4.監査等委員 伊藤純一氏は、株式会社ニコンにおいてCFO（最高財務責任者）等を経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5.当行は執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員は次のとおりであります。

（年度末現在）

氏　名	地位及び担当	その他
松　本　信　二	専務執行役員 営業統括部 営業店統括グループ担当	—
田　村　忠　彦	常務執行役員 監査部長	—
頼　富　俊　哉	常務執行役員 営業統括部 営業店統括グループ担当	—
藤　村　晶　彦	常務執行役員 営業統括部 営業店統括グループ担当	—
松　原　哲　裕	執行役員	—
三　宅　雅　彦	執行役員 地域創生部長	—
白　鳥　一　雄	執行役員 営業統括部長	—
善　勝　光　一	執行役員 金融業務部長	—
天　野　延　悦	執行役員 大阪支店長	—
組　橋　和　浩	執行役員 総務部長 兼 コンプライアンス法務室長	—
黒　川　裕　之	執行役員 東京支店長 兼 東京公務担当部長	—
近　藤　弘　行	執行役員 今治支店長	—
石　川　徳　尚	執行役員 本店営業部長	—
澁　江　政　興	執行役員 市場国際部長	—
穴　田　和　久	執行役員 事務統括部長	—
佐久間　達　也	執行役員 経営企画部長	—
中　山　正　史	執行役員 岡山支店長	—
東　原　隆　啓	執行役員 観音寺支店長	—

（ご参考）平成30年４月２日付で取締役及び執行役員の地位及び担当の異動がありました。
その結果、会社役員及び取締役を兼務していない執行役員の状況は以下のとおりであります。

会社役員の状況

（平成30年４月２日現在）

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
渡　邊　智　樹	取締役会長(代表取締役)	高松商工会議所　会頭 四国電力株式会社　取締役(監査等委員)	—
綾　田　裕次郎	取締役頭取(代表取締役) 監査部　担当	一般社団法人香川県銀行協会　会長	—
香　川　亮　平	取締役専務執行役員(代表取締役) コーポレートスタッフ部門、経営企画部　担当		—
木　内　照　朗	取締役専務執行役員 市場・営業関連部門、営業戦略部、地域創生部、ソリューション推進部、業務支援部　担当		—
西　川　隆　治	取締役常務執行役員 人事部、秘書室　担当		—
森　　孝　司	取締役常務執行役員 市場国際部　担当		—
大　山　揮一郎	取締役常務執行役員 リスク統括部、総務部　担当		—
豊　嶋　正　和	取締役常務執行役員 事務統括部、事務集中部　担当		—
小　槌　和　志	取締役		—
平　尾　幸　夫	取締役(常勤監査等委員)		—
里　見　昌　信	取締役(常勤監査等委員)		—
桑　城　秀　樹	取締役(社外取締役)(監査等委員)	桑城法律事務所　弁護士	—
井　原　理　代	取締役(社外取締役)(監査等委員)	香川大学　名誉教授 高松大学　経営学部教授 四国電力株式会社　取締役(監査等委員)	—
小　林　一　生	取締役(社外取締役)(監査等委員)	日本生命保険相互会社　代表取締役副社長執行役員	—
伊　藤　純　一	取締役(社外取締役)(監査等委員)	株式会社ニコン　顧問	—

取締役を兼務していない執行役員の状況

（平成30年４月２日現在）

氏　名	地位及び担当	その他
田　村　忠　彦	常務執行役員 監査部担当補佐	—
藤　村　晶　彦	常務執行役員 融資部 担当	—
頼　富　俊　哉	常務執行役員 営業戦略部 営業店統括グループ担当	—
三　宅　雅　彦	常務執行役員 営業戦略部 営業店統括グループ担当	—
白　鳥　一　雄	常務執行役員 営業戦略部 営業店統括グループ担当	—
組　橋　和　浩	常務執行役員 監査部長	—
善　勝　光　一	執行役員 営業戦略部長	—
天　野　延　悦	執行役員 大阪支店長	—
黒　川　裕　之	執行役員 東京支店長 兼 東京公務担当部長	—
近　藤　弘　行	執行役員 今治支店長	—
石　川　徳　尚	執行役員 本店営業部長	—
澁　江　政　興	執行役員 リスク統括部長	—
穴　田　和　久	執行役員 業務支援部長	—
佐久間　達　也	執行役員 経営企画部長	—
中　山　正　史	執行役員 岡山支店長	—
東　原　隆　啓	執行役員 観音寺支店長	—
矢　野　博　昭	執行役員 総務部長	—
大　平　正　芳	執行役員 事務統括部長	—
金　本　英　明	執行役員 人事部長	—

2 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　分	支給人数	報酬等
取締役（監査等委員を除く）	12人	297（91）
取締役（監査等委員）	6人	52（—）
監査役	5人	15（—）
計	23人	365（91）

（注）1.「支給人数」及び「報酬等」の額には、当事業年度中に退任した取締役1名、平成29年6月29日開催の第148期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名、及び監査役5名（監査役会設置会社から監査等委員会設置会社への移行に伴い退任）を含めております。

2.当行の使用人を兼ねている会社役員は該当ありません。

3.株主総会で定められた報酬限度額は以下のとおりであります。

・監査等委員会設置会社移行前については、平成18年6月29日開催の第137期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額270百万円以内と決議されております。また、取締役に対する株式報酬型ストックオプションの割当限度額は、平成21年6月26日開催の第140期定時株主総会において、取締役報酬等の額とは別枠にて、年額100百万円以内と決議されております。なお、平成21年6月26日開催の第140期定時株主総会において、監査役の報酬限度額は67百万円以内と決議されております。

・監査等委員会設置会社移行後については、平成29年6月29日開催の第148期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年300百万円以内、取締役（監査等委員）の報酬限度額は100百万円以内と決議されております。また、報酬等の額とは別枠にて、取締役（監査等委員を除く）を対象とした業績連動型株式報酬制度を導入し、業績連動型株式報酬として連続する3事業年度を対象とする対象期間毎に合計300百万円以内と決議されております（株式報酬型ストックオプション報酬については、既に割り当てられているものを除いて廃止し、新規の割り当てを行わないこととしております。）。

4.「報酬等」の欄の括弧書きは、報酬以外の金額を内書しており、内訳は以下のとおりであります。
取締役91百万円（役員賞与39百万円、株式報酬型ストックオプション報酬9百万円、業績連動型株式報酬41百万円）

3 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
取締役（監査等委員）桑　城　秀　樹	会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。
取締役（監査等委員）井　原　理　代	
取締役（監査等委員）小　林　一　生	
取締役（監査等委員）伊　藤　純　一	

3．社外役員に関する事項

1 社外役員の兼職その他の状況

（年度末現在）

氏　名	兼職その他の状況
取締役（監査等委員）桑　城　秀　樹	桑城法律事務所　弁護士（当行と同事務所との関係で記載すべき事項はありません。）
取締役（監査等委員）井　原　理　代	香川大学　名誉教授（当行と同法人との関係で記載すべき事項はありません。） 高松大学　経営学部教授（当行と同法人との関係で記載すべき事項はありません。） 四国電力株式会社　取締役（監査等委員）（当行は同社との間で経常的な金融取引があります。）
取締役（監査等委員）小　林　一　生	日本生命保険相互会社　代表取締役副社長執行役員（当行は同社との間に保険販売に関する業務を受託するなどの取引があります。）
取締役（監査等委員）伊　藤　純　一	株式会社ニコン　顧問（当行は同社との間で経常的な金融取引があります。）

2 社外役員の主な活動状況

氏　名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言その他の活動状況
取締役（監査等委員）桑　城　秀　樹	4年10か月	取締役会 13回開催のうち13回出席 監査役会 4回開催のうち4回出席 監査等委員会 10回開催のうち9回出席	弁護士としての専門的な知識・経験に基づき法令等遵守などの観点から適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員）井　原　理　代	2年10か月	取締役会 13回開催のうち13回出席 監査等委員会 10回開催のうち10回出席	学識者として幅広い知識と豊富な経験を有しており、これに基づき適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員）小　林　一　生	2年10か月	取締役会 13回開催のうち13回出席 監査役会 4回開催のうち4回出席 監査等委員会 10回開催のうち7回出席	経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しており、これに基づき適宜発言を行っております。
取締役（監査等委員）伊　藤　純　一	1年10か月	取締役会 13回開催のうち13回出席 監査役会 4回開催のうち4回出席 監査等委員会 10回開催のうち10回出席	経営全般に関する豊富な経験・知識を有しており、金融・財務分野をはじめとした幅広い見地から適宜発言を行っております。

3 社外役員に対する報酬等

（単位：百万円）

区　分	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
取締役（監査等委員）	4人	23	—
取締役(監査等委員を除く)	2人	2	—
監査役	3人	5	—
報酬等の合計	9人	31	—

（注）当行は、平成29年6月29日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行（以下、本移行）しており、取締役(監査等委員を除く）及び監査役の支給人数及び銀行からの報酬等は、本移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）の支給人数及び銀行からの報酬等は、本移行後の期間に係るものであります。

4．当行の株式に関する事項

1 株　　式　　数

発行可能株式総数　　993,000千株
発行済株式の総数　　300,000千株
（注）株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2 当年度末株主数　　11,498名

3 大　　株　　主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社（信託口）	17,298千株	5.85%
日本生命保険相互会社	9,000	3.04
日本トラスティ･サービス信託銀行株式会社（信託口９）	6,802	2.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	6,675	2.25
日本ハム株式会社	6,326	2.14
太平洋セメント株式会社	5,952	2.01
三井造船株式会社	5,845	1.97
明治安田生命保険相互会社	5,699	1.92
百十四銀行従業員持株会	5,643	1.90
住友生命保険相互会社	5,001	1.69

（注）1.持株数等は千株未満を切り捨てて表示しております。
2.持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数（4,389千株）を控除のうえ算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
3.日本ハム株式会社の持株数等のうち5,000千株は退職給付信託に拠出しておりますが、議決権の指図権は同社が留保しております。
4.太平洋セメント株式会社の持株数等のうち5,952千株は退職給付信託に拠出しておりますが、議決権の指図権は同社が留保しております。
5.三井造船株式会社の持株数等のうち2,000千株は退職給付信託に拠出しておりますが、議決権の指図権は同社が留保しております。

5．会計監査人に関する事項

1 会計監査人の状況

（単位：百万円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員　松村 洋季 指定有限責任社員　長尾 礎樹	63	(注)1

（注）1.監査等委員会は、会計監査人の監査計画日数・配員計画等から見積もられた報酬額について、会計監査の職務遂行状況及び監査等委員会の定める「会計監査人評価基準」に基づき報酬見積りの相当性等を確認した結果、適正な監査を実施するために妥当な水準であると判断し、会社法第399条第１項の同意を行っております。

2.当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておりませんので、上記の「当該事業年度に係る報酬等」には、金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

3.当行の会計監査人である新日本有限責任監査法人に、当行・子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は67百万円であります。

2 責任限定契約

該当事項はありません。

3 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査等委員全員の同意に基づき解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定することとします。

6．財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当行の経営理念に基づき、地域社会やお客さまからの揺るぎない信頼を得るため、業務の適正を確保する体制（内部統制システム）に係る基本方針を下記のとおり定め、業務の健全性・適切性を確保する態勢を整備しております。これらの体制は有効に構築・運用されており、今後も管理態勢の強化及び実効性の向上につとめてまいります。

1 業務の適正を確保するための体制

① 法令等遵守態勢

（取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制）

- 「百十四銀行倫理規定」「コンプライアンスマニュアル」などのコンプライアンス体制に係る諸規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。
- コンプライアンス法務室等において役職員教育等を行うとともに、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会において組織横断的な議論を行い、その成果をコンプライアンス体制整備に関する経営の意思決定・実施施策に反映させることにより、役職員個々人の遵法精神を高揚させ、信頼される企業基盤の確立に繋げて行きます。
- 内部監査部門である監査部は、コンプライアンスの状況について監査を実施します。
- 法令違反行為等については、職員等が直接情報提供を行う手段として「内部通報窓口（‘ほっと’ダイヤル）」を設置、運営します。
- 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と当行及びグループ全体をあげて対決し、同勢力からの不当要求を断固として拒絶するとともに関係遮断を徹底します。
- 「マネー・ローンダリング等防止ポリシー」のもと、マネー・ローンダリング等防止態勢を整備し、当行が犯罪資金の経路として利用されることを防止します。

② 取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

（取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制）

- 「文書管理規定」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、適切に保存及び管理（廃棄を含む）するものとし、取締役が、これらの文書等を閲覧できる体制を構築します。

③ リスク管理態勢
（損失の危険の管理に関する規程その他の体制）

- 「リスク管理基本規定」において、管理対象とするリスクを定義したうえで、それぞれの管理部署を定め、適切なリスク管理を行います。
- リスクの適切な管理に必要な牽制機能が発揮される組織体制及び規定類を整備し、役割と責任を明確にしたコントロール活動を通じて、各種リスクを統合的に評価、モニタリングし継続的に管理することを、リスク管理の基本方針とします。
- 人材の育成や教育・研修活動を通じてリスク管理を重視する風土の醸成に取り組みます。
- リスク統括部において当行全体のリスクを網羅的・総括的に把握・管理するとともに、頭取を委員長とするリスク管理委員会において組織横断的な議論を行い、各種リスクの管理状況に対する認識を深め、リスクを正確に把握し、その成果をリスク管理体制の整備・高度化に反映させることにより、経営の健全性と透明性の向上を目指します。
- 緊急時の基本原則、対応態勢の重要事項を定めた緊急時対策規定等を整備し、緊急事態発生時において適切に対応します。
- 内部監査部門である監査部は、リスク管理の状況について監査を実施します。

④ 効率的な職務執行態勢
（取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制）

- 取締役会において取締役の職務分担を定めるとともに、「内規」「職務権限規定」により各部室の職務分掌及び職務権限を明確に規定することにより、職務執行の効率性を確保します。
- また、経営目標を明確に設定し、その達成についてIT技術を活用した管理会計導入などにより合理的評価を実施するとともに、その結果が定期的に取締役に確実に伝達される体制を構築し、これらを活用した経営改善を全行的に検討することにより、更なる業務の効率化を図ります。

⑤ グループ経営管理態勢
（当行及び子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制）

- 子会社等は、「リスク管理基本規定」において、管理対象とするリスクを定義し、適切なリスク管理を行います。
- 子会社等は、「倫理規定」「コンプライアンスマニュアル」などのコンプライアンス体制に係る諸規定を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とします。
- 「百十四グループ会社運営管理基準書」に従い、当行と子会社等が顧客に対し総合的かつ高度な金融サービスを提供できるよう、その機能の強化につとめます。

・　当行と子会社等は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理態勢を整備します。
・　当行と子会社等は、保有する反社会的勢力の情報を共有し、グループ全体をあげて反社会的勢力との関係遮断を徹底します。
・　当行と子会社等で締結した「監査に関する協定書」に基づき、監査部が業務運営態勢、法令等遵守態勢等を監査項目としてリスクベース監査を実施し、内部統制のモニタリングを行い、企業集団における業務の適正の確保を図ります。
・　子会社等はその機能・役割に応じ、当行の関連各部室と連携をとって業務を進めて行くこととし、経営企画部がこれらを組織横断的に統括し管理します。

⑥ 監査等委員会の監査業務の補助等に関する事項
（監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及びその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項、ならびに使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項）

・　監査等委員会直属の組織として監査等委員会室を置き、専属の使用人を配置します。専属の使用人の考課及び異動等については監査等委員会の意見を尊重します。
・　専属の使用人は、監査等委員会の指示のもと、必要な調査権限及び情報収集権限をもって、その責務を遂行し、監査業務を補助します。

⑦ 監査等委員会への報告及び監査の実効性確保に関する態勢
（取締役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、子会社の取締役、監査役及び使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の監査費用の処理に係る方針に関する事項、ならびに監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制）

・　取締役及び使用人等、ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人等が、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当行及び当行グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに違反する事項等を速やかに報告する体制を整備します。
・　監査等委員会へ報告を行った者は、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないものとします。
・　報告の対象範囲及び方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、代表取締役と監査等委員の協議により決定する方法によります。
・　監査等委員の職務執行について生じる費用については、予算を設けております。また、有事における監査費用等の予算外の費用については、所定の手続を経て前

払または償還するものとします。

- 監査等委員に対し、経営執行会議及び委員会に出席し意見を述べる機会を提供するほか、委員会の下部機関である各部会にオブザーバーとして参加する機会も提供し、役職員と業務執行に関し議論・意見交換を行う場を創出します。
- 監査等委員と代表取締役は、定期的に意見交換会を開催します。
- 内部監査部門は、監査等委員会の監査の実効性を確保するため、監査等委員会と内部管理態勢における課題等について意見交換を行うほか、監査等委員会の監査業務に協力するなど、連携の強化・充実につとめます。

2 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 法令等遵守態勢

- 役職員のコンプライアンスにおける行動規範である「百十四銀行倫理規定」及び「コンプライアンスマニュアル」等を制定するとともに、研修及び臨店指導等を通じたコンプライアンス教育の実施により、コンプライアンス意識の醸成・浸透を図っております。
- 内部通報窓口「‘ほっと’ダイヤル」を設置し、職員全員に「‘ほっと’ダイヤル利用カード」を配布するなど、内部通報制度の実効性向上を図っております。
- 反社会的勢力への対応については、方針及び規定を制定するとともに、暴力団排除条項の導入及び反社会的勢力に関するデータの収集・整備強化により、関係遮断及び排除の実施を進めております。
- マネー・ローンダリング等防止のために、アンチ・マネー・ローンダリングシステムを導入し、疑わしい取引を検知する精度・能力の向上を図っております。
- 内部監査部門は、本部及び営業店のコンプライアンス態勢に関する監査を実施しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報管理態勢

- 取締役の職務執行に係る文書等の管理体制が構築され、取締役は必要に応じ速やかに文書等を閲覧しております。

③ リスク管理態勢

- 「リスク管理基本規定」に基づき、リスク管理の総合方針及びリスク別管理方針を定め、各種施策を策定・実施することで、リスク管理の高度化を進めております。
- リスク管理における所管部署の役割と責任を規定等で明確化するとともに、定期的な教育・研修で、リスク管理を重視する風土の醸成を図っております。
- リスク管理委員会及び収益管理委員会は、各種リスクの状況について定期的に報告を受け、有価証券ポートフォリオの質的向上など、必要に応じてリスク管理方法等の見直しを行っております。

・　業務継続計画に基づく、各施策の実施及び対策実施訓練を通じた改善策の立案等により実効性向上につとめております。
・　内部監査部門は、本部及び営業店におけるリスク管理に関する監査を実施するとともに、その改善状況等のモニタリングを行っております。

④ 効率的な職務執行態勢

・　執行役員制度の導入、監査等委員会設置会社への移行等により、取締役会の業務執行と監督機能の分離等を進め、経営の意思決定の迅速化を図っております。
・　中期経営計画における主要管理計数（KPI）の達成状況について、月次で収益管理委員会へ、半期ごとに取締役会へ報告のうえ、達成に向けた対応を適宜実施しております。

⑤ グループ経営管理態勢

・　子会社は、各社取締役会において「リスク管理基本規定」、「倫理規定」及び「コンプライアンスマニュアル」を決議し、管理責任者を任命して内部統制システムの管理徹底を図っております。
・　財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規定」等に基づき、当行グループの内部統制管理体制を構築・運営しております。
・　当行及び各子会社の「方針」「経営戦略」「規制・法令対応」及び課題等について情報共有することで、当行と子会社が顧客に対し総合的かつ高度な金融サービスを提供できるようつとめております。
・　子会社において「反社会的勢力との関係遮断対応要領」を制定し、当行が保有する反社会的勢力データベースを活用した定期的なスクリーニングを実施するなど、反社会的勢力との関係遮断を実施しております。
・　内部監査部門は、当行と締結した協定書に基づき子会社に対して定例監査のほかリスクベース監査を実施しております。

⑥ 監査等委員会の監査業務の補助等に関する事項

・　監査等委員会直属である監査等委員会室に監査業務の補助に足る能力・経験等を有する専属のスタッフを配置しております。
・　監査等委員会室スタッフの人事考課や人事異動については監査等委員会の意見を尊重しております。
・　監査等委員会室スタッフは、監査等委員会の指示のもと、監査等委員会室職務権限表に基づいて、必要な調査及び情報収集を行い、監査業務を補助しております。

⑦ 監査等委員会への報告及び監査の実効性確保に関する態勢

・　取締役（監査等委員を除く）及び使用人等は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、代表取締役と監査等委員の協議により、当行及び当行グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンスに違反する事項

等を適宜報告しております。

- 監査等委員は、経営執行会議及び各種委員会等への参加を通じ、役職員と業務執行に関する議論・意見交換を行っております。
- 常勤監査等委員と代表取締役は「役員情報交換会」、監査等委員と代表取締役は「経営トップとの意見交換会」を定期的に開催し、情報・意見交換を実施しております。
- 監査部とは、監査結果および内部監査の課題等について情報共有を図っております。
- 監査等委員会へ報告を行った者は、当該報告を理由として不利な取扱いを受けないこととなっております。
- 監査等委員の職務執行に必要な予算を確保しております。

8．特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

9．親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

10．会計参与に関する事項

該当事項はありません。

11．その他

該当事項はありません。

第149期末貸借対照表 (平成30年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
現金預け金	**706,427**
現金	39,306
預け金	667,121
買入金銭債権	**32,844**
商品有価証券	**55**
商品国債	55
金銭の信託	**4,795**
有価証券	**1,032,712**
国債	244,572
地方債	64,318
社債	195,936
株式	154,402
その他の証券	373,483
貸出金	**2,837,842**
割引手形	23,068
手形貸付	106,244
証書貸付	2,349,440
当座貸越	359,089
外国為替	**6,997**
外国他店預け	5,409
買入外国為替	178
取立外国為替	1,410
その他資産	**72,625**
前払費用	854
未収収益	3,467
金融派生商品	14,042
金融商品等差入担保金	34,660
その他の資産	19,599
有形固定資産	**36,172**
建物	6,514
土地	27,219
リース資産	1,088
その他の有形固定資産	1,349
無形固定資産	**4,994**
ソフトウェア	4,069
その他の無形固定資産	925
前払年金費用	**4,937**
支払承諾見返	**22,661**
貸倒引当金	**△13,896**
資産の部合計	**4,749,169**

科目	金額
負債の部	
預金	**3,963,431**
当座預金	231,219
普通預金	2,191,908
貯蓄預金	81,627
通知預金	15,440
定期預金	1,297,805
その他の預金	145,430
譲渡性預金	**102,768**
コールマネー	**11,669**
債券貸借取引受入担保金	**52,003**
借用金	**244,106**
借入金	244,106
外国為替	**241**
売渡外国為替	228
未払外国為替	12
その他負債	**54,767**
未決済為替借	24
未払法人税等	556
未払費用	2,900
前受収益	655
従業員預り金	3,623
金融派生商品	13,571
金融商品等受入担保金	4,300
リース債務	531
資産除去債務	200
その他の負債	28,403
役員賞与引当金	**39**
睡眠預金払戻損失引当金	**395**
偶発損失引当金	**98**
株式報酬引当金	**41**
繰延税金負債	**15,435**
再評価に係る繰延税金負債	**5,643**
支払承諾	**22,661**
負債の部合計	**4,473,305**
純資産の部	
資本金	**37,322**
資本剰余金	**24,920**
資本準備金	24,920
利益剰余金	**157,567**
利益準備金	12,402
その他利益剰余金	145,165
固定資産圧縮積立金	273
別途積立金	135,661
繰越利益剰余金	9,231
自己株式	**△2,096**
株主資本合計	**217,715**
その他有価証券評価差額金	**49,323**
繰延ヘッジ損益	**△39**
土地再評価差額金	**8,741**
評価・換算差額等合計	**58,025**
新株予約権	**124**
純資産の部合計	**275,864**
負債及び純資産の部合計	**4,749,169**

第149期損益計算書（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**72,416**
資金運用収益	**48,049**	
貸出金利息	31,385	
有価証券利息配当金	15,817	
コールローン利息	142	
預け金利息	124	
その他の受入利息	578	
信託報酬	**1**	
役務取引等収益	**10,165**	
受入為替手数料	3,308	
その他の役務収益	6,857	
その他業務収益	**7,565**	
外国為替売買益	1,916	
商品有価証券売買益	1	
国債等債券売却益	4,830	
金融派生商品収益	816	
その他の業務収益	0	
その他経常収益	**6,634**	
償却債権取立益	771	
株式等売却益	4,128	
金銭の信託運用益	163	
その他の経常収益	1,571	
経常費用		**59,399**
資金調達費用	**6,206**	
預金利息	2,127	
譲渡性預金利息	23	
コールマネー利息	566	
債券貸借取引支払利息	971	
借用金利息	456	
金利スワップ支払利息	2,006	
その他の支払利息	54	
役務取引等費用	**4,253**	
支払為替手数料	696	
その他の役務費用	3,556	
その他業務費用	**8,285**	
国債等債券売却損	8,191	
国債等債券償却	93	
営業経費	**37,604**	
その他経常費用	**3,050**	
貸倒引当金繰入額	329	
貸出金償却	2,434	
その他の経常費用	285	
経常利益		**13,016**

次頁へ続く

（単位：百万円）

科目	金額	
特別利益		**12**
固定資産処分益	12	
特別損失		**228**
固定資産処分損	76	
減損損失	151	
税引前当期純利益		**12,801**
法人税、住民税及び事業税	**3,106**	
法人税等調整額	**729**	
法人税等合計		**3,835**
当期純利益		**8,965**

第149期末連結貸借対照表 (平成30年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
現金預け金	706,534
買入金銭債権	32,844
商品有価証券	55
金銭の信託	4,795
有価証券	1,030,970
貸出金	2,833,526
外国為替	6,997
リース債権及びリース投資資産	18,831
その他資産	76,419
有形固定資産	40,503
建物	9,613
土地	27,795
リース資産	575
その他の有形固定資産	2,519
無形固定資産	6,157
ソフトウェア	4,125
その他の無形固定資産	2,032
退職給付に係る資産	12,099
繰延税金資産	845
支払承諾見返	22,661
貸倒引当金	△16,181
資産の部合計	4,777,061

科目	金額
負債の部	
預金	3,957,552
譲渡性預金	96,268
コールマネー及び売渡手形	11,669
債券貸借取引受入担保金	52,003
借用金	246,615
外国為替	241
その他負債	62,353
役員賞与引当金	39
退職給付に係る負債	185
役員退職慰労引当金	39
睡眠預金払戻損失引当金	395
偶発損失引当金	98
株式報酬引当金	41
繰延税金負債	17,644
再評価に係る繰延税金負債	5,643
支払承諾	22,661
負債の部合計	4,473,454
純資産の部	
資本金	37,322
資本剰余金	30,486
利益剰余金	164,359
自己株式	△2,096
株主資本合計	230,072
その他有価証券評価差額金	49,722
繰延ヘッジ損益	△39
土地再評価差額金	8,741
退職給付に係る調整累計額	4,984
その他の包括利益累計額合計	63,408
新株予約権	124
非支配株主持分	10,000
純資産の部合計	303,606
負債及び純資産の部合計	4,777,061

第149期連結損益計算書（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**80,813**
資金運用収益	**48,073**	
貸出金利息	31,481	
有価証券利息配当金	15,744	
コールローン利息及び買入手形利息	142	
預け金利息	124	
その他の受入利息	580	
信託報酬	**1**	
役務取引等収益	**11,643**	
その他業務収益	**7,565**	
その他経常収益	**13,528**	
償却債権取立益	775	
その他の経常収益	12,753	
経常費用		**65,533**
資金調達費用	**5,855**	
預金利息	2,127	
譲渡性預金利息	23	
コールマネー利息及び売渡手形利息	566	
債券貸借取引支払利息	971	
借用金利息	126	
その他の支払利息	2,041	
役務取引等費用	**3,492**	
その他業務費用	**8,285**	
営業経費	**39,299**	
その他経常費用	**8,600**	
貸倒引当金繰入額	476	
その他の経常費用	8,123	
経常利益		**15,279**
特別利益		**77**
固定資産処分益	77	
特別損失		**242**
固定資産処分損	91	
減損損失	151	
税金等調整前当期純利益		**15,114**
法人税、住民税及び事業税	**3,720**	
法人税等調整額	**807**	
法人税等合計		**4,528**
当期純利益		**10,586**
非支配株主に帰属する当期純利益		**359**
親会社株主に帰属する当期純利益		**10,227**

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月９日

株式会社　百十四銀行
　取締役会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　村　洋　季　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長　尾　礎　樹　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社百十四銀行の平成29年４月1日から平成30年３月31日までの第149期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年５月９日

株式会社　百十四銀行
　取締役会　　御　中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　村　洋　季　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　長　尾　礎　樹　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社百十四銀行の平成29年４月１日から平成30年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社百十四銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第149期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、当行の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当行の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年５月11日

株式会社　百十四銀行　監査等委員会

常勤監査等委員	平　尾　幸　夫	㊞
常勤監査等委員	里　見　昌　信	㊞
監査等委員	桑　城　秀　樹	㊞
監査等委員	井　原　理　代	㊞
監査等委員	小　林　一　生	㊞
監査等委員	伊　藤　純　一	㊞

(注) 1．監査等委員 桑城秀樹、井原理代、小林一生及び伊藤純一は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

(注) 2．当行は、平成29年６月29日開催の第148期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。平成29年４月１日から平成29年６月28日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以　上

〈メ　モ　欄〉

【四国アライアンスについて】

百十四銀行、阿波銀行、伊予銀行および四国銀行は、平成28年11月に包括提携「四国アライアンス」を締結しています。

「四国アライアンス」は、４行が経営の独立性および健全な競争関係を維持しつつ、それぞれの営業基盤やブランドを活かして、四国全域の活性化や創生に取り組むことで、各地域およびお客さまの成長と発展に貢献することを目的としています。

株主総会会場ご案内略図

会 場：高松市亀井町５番地の１　**当行本店（５階ホール）**

交通のご案内

ＪＲ高松駅より　　徒歩約20分
ことでん瓦町駅より　徒歩約10分

※当日は駐車場の用意はいたしておりませんので、公共交通機関をご利用いただきますようお願い申しあげます。